

4. インフラの整備に関する施策(情報通信環境の整備)

82	地域社会DX推進パッケージ事業（計画策定支援・先進無線実証事業・補助事業）	URL	HP・事例等 https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/digital_kiban/index.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R 6 年度補正予算	問合せ先
地方公共団体 民間団体等	ハード・ソフト	③：1/2	1～3月 複数回公募の 可能性あり		（百万円） ②③：2,681 （①：60団体程度）	総務省地域通信振興課 デジタル経済推進室 03-5253-5757

地域社会DX推進パッケージ事業（計画策定支援・先進無線実証事業・補助事業）

① 計画策定支援

導入計画策定のコンサルティング

何から着手すれば良いかわからない…



DXを進めていくための計画書を作成したい…



地域課題の洗い出し、優先順位を整理したい

デジタル実装に必要な地域課題の整理、導入・運用計画の策定等を専門人材が支援します。

【支援対象】

- ・地方公共団体（※1）
 - ・地方公共団体が出資する法人又は非営利法人
- ※1 財政力指数1以上の地方公共団体は対象外

② 実証事業

先進的ソリューションの実用化支援



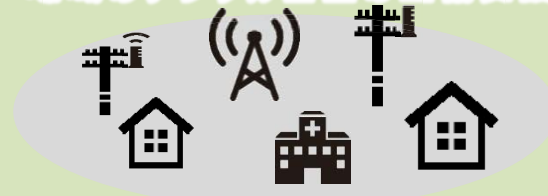
ローカル5Gなどの新しい無線技術を活用して地域課題の解決を目指す、先進的ソリューションの実用化に向けた社会実証の取組を支援します。

【支援対象】

- ・地方公共団体
 - ・地方公共団体が出資する法人又は非営利法人
 - ・企業・団体等（※2）
- ※2 当該企業・団体等によりのみ利益がある取組ではなく、地域課題の解決に資するものであること

③ 補助事業

地域のデジタル基盤の整備支援



デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るために必要な通信インフラなど（ローカル5G/LPWAなど）の整備費用を補助します。

（補助率 1 / 2）

【支援対象】

- ・地方公共団体
 - ・地方公共団体が出資する法人又は非営利法人
 - ・企業・団体等（※3）
- ※3 採択候補に決定後、交付申請までに地方公共団体を1以上含むコンソーシアムを形成していること

4. インフラの整備に関する施策(一般廃棄物処理施設の整備)

83	一般廃棄物処理施設の整備	URL	https://www.env.go.jp/content/000279242.pdf 			
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R 7 年度当初予算	問合せ先
市町村等	ハード・ソフト	交付金、間接補助事業 (補助率1/3、(一部1/2等)、定額)	4 月	前年度 1 2 月～ 1 月	(百万円) 52,636	環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 03-5521-8337

一般廃棄物処理施設の整備を支援します。

1. 事業目的

- ① 市町村等が廃棄物の 3 R (リデュース、リユース、リサイクル) を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援する。
- ② 平成当初以降にダイオキシン類対策のために整備した廃棄物処理施設の老朽化による、ごみ処理能力の不足や事故リスク増大といった事態を回避し、生活環境保全・公衆衛生向上を確保し、地域の安全・安心に寄与する。
- ③ 災害時のための廃棄物処理施設の強靱化及び地球温暖化対策の強化を推進する。

2. 事業内容

市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、交付金、補助金による支援が不可欠である。また、災害廃棄物処理の中核を担い地域のエネルギーセンターとして災害対応拠点となる一般廃棄物処理施設の強靱化を図る必要がある。

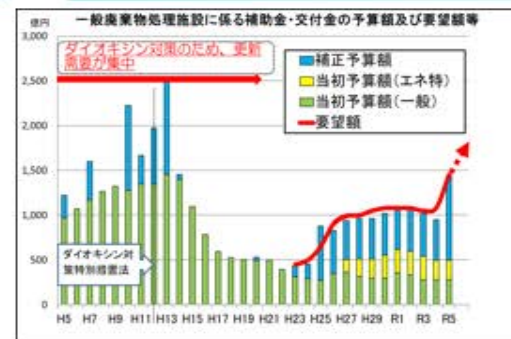
具体的には、以下の施設整備事業の一部を支援する。

- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設 (焼却施設、メタンガス化施設等)
- ・最終処分場
- ・マテリアルリサイクル推進施設
- ・有機性廃棄物リサイクル推進施設
- ・上記に係る調査・計画支援事業 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金、間接補助事業 (補助率 1 / 3 (一部 1 / 2 等)、定額)
- 交付対象 市町村等
- 実施期間 平成 1 7 年度～

4. 予算額の推移、補助対象の例



＜老朽化施設等の更新＞



＜被災時のリスク対策＞



4. インフラの整備に関する施策(浄化槽の整備)

84	循環型社会形成推進交付金 (浄化槽の整備)	URL	https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/grant/yosanseido.html				
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先	
都道府県・市町村	ハード・ソフト	交付金 (補助率1/3 (一部1/2))		前年度の12月～1月	(百万円) 8,613	環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 03-5501-3155	

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や維持管理の向上等を支援します。

1. 事業目的

- ・現在でも全国で未だに約830万人が単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用しており、生活排水が未処理となっている状況。
- ・令和8年度の汚水処理施設の概成目標の達成のため、単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。特に、生活環境等に重大な支障が生じるおそれのある「特定既存単独処理浄化槽」の転換に向けた指導等を強化するとともに、対象となる高齢世帯における経済的負担の軽減に向けた支援が必要。あわせて、適正な維持管理を徹底するため、浄化槽台帳の整備や少人数高齢世帯の維持管理費を支援。
- ・災害対応・強靱化のため、老朽化した合併処理浄化槽の更新とともに浄化槽の被災状況の迅速な把握と早期復旧を図る台帳システム整備を支援。

2. 事業内容

市町村が行う浄化槽事業に対して交付金により支援。
 ※令和7年度予算では下線の助成メニューを拡充。また、令和7年度予算より、交付金により整備される浄化槽は、電子化された浄化槽台帳に記録した上で、当該台帳に基づき、必要な場合に維持管理の指導等が行われるものであることを交付要件に追加。

○環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（交付率1/2）
 単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽に限る）に事業計画額の6割以上転換する事業

○汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業（交付率1/2）＜R8までの時限措置＞

○単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換
 特定既存単独処理浄化槽（法に基づく維持管理を実施している少人数高齢世帯に限る）から合併処理浄化槽への転換に対する交付金基準額の増額 ＜R11までの時限措置＞

○浄化槽災害復旧事業

○少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業

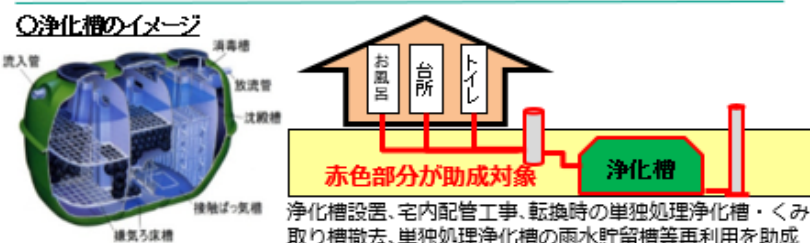
○市町村が定める浄化槽長寿命化計画等に基づく浄化槽の改築・更新事業

○浄化槽整備効率化事業
 浄化槽台帳整備（浄化槽の被災状況等をオンライン等で把握・情報集約する台帳システム整備含む）、計画策定・調査（特定既存単独処理浄化槽に係る調査含む）、講習会等

3. 事業スキーム

- | | |
|-----------|-----------------|
| ■事業形態 | 交付金（交付率1/3、1/2） |
| ■請負先/交付対象 | 地方公共団体 |
| ■実施期間 | 平成17年度～ |

4. 事業イメージ



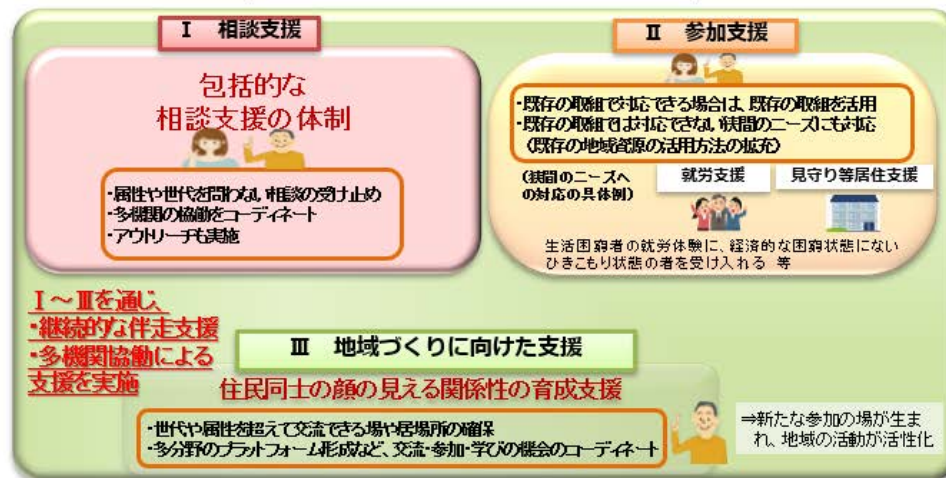
○費用負担・交付率

浄化槽設置整備事業(個人設置型)			
個人(6割相当)	2/3又は1/2 市町村	1/3又は1/2 国	
※浄化槽災害復旧事業については交付対象事業費の全額が交付対象(要協議)			
浄化槽設置整備事業(特定既存単独浄化槽からの転換(少人数高齢世帯))			
個人(1/3相当)	1/2 市町村	1/3国	
公共浄化槽等整備推進事業			
	2/3又は1/2 市町村	1/3又は1/2 国	
※市町村は、別途、負担金(事業費の1割程度)を個人より徴収			
少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業			
個人(5割相当)	2/3又は1/2 市町村	1/3又は1/2 国	

5. 生活サービスに関する施策（地域住民の包括的な支援体制整備）

85	重層的支援体制整備事業	事業URL	HP 事例等	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/03kenshyu_00006.html https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/index_00005.html	 HP	 事例等
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和7年度 当初予算	問合せ先
市町村	ソフト	下記の事業うち、 ・①⑦ 38.5/100 ・②⑧ 50/100以内 ・③②/3 ・④⑤ 3/4 ・⑥ 25/100 ・⑨ 1/3 ・⑩⑪⑫⑬ 1/2			(百万円) 71,842	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課地域共生社会推進室 (代表)03-5253-1111(内線)2289
趣旨・目的	市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備し、属性別の支援体制では困難な複合課題や狭間のニーズに対応するとともに、地域づくりに向けた支援を行い、地域において誰もが多様な経路でつながり、参加することのできる環境を広げることで重層的なセーフティネットを築き、地域福祉の増進に努める。					
事業内容	市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性（高齢、障害、子ども、生活困窮）を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施。 ①地域包括支援センターの運営 ②基幹相談支援センター等機能強化事業等 ③利用者支援事業 ④自立相談支援事業 ⑤福祉事務所未設置町村による相談事業 ⑥地域介護予防活動支援事業 ⑦生活支援体制整備事業 ⑧地域活動支援センター機能強化事業 ⑨地域子育て支援拠点事業 ⑩生活困窮者支援等のための地域づくり事業 ⑪多機関協働事業 ⑫アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ⑬参加支援事業					

重層的支援体制整備事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

○ 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

現行の仕組み

高齢分野の相談・地域づくり
障害分野の相談・地域づくり
子ども分野の相談・地域づくり
生活困窮分野の相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を問わない
相談・地域づくりの実施体制

5. 生活サービスに関する施策(企業との連携による持続可能な地域・社会課題の解決)

86	地域生活圏形成リーディング事業 (調査業務)	URL	①HP (国土形成計画) https://www.mlit.go.jp/kokudokeisei3/ ②地域生活圏サイト https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000164.html ③事例集 https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001845888.pdf				 ①	 ②	 ③
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先			
官民で構成される 協議会	ソフト	1/2以内 2/3以内	4～5月頃		R7予算：10 (R6補正予算：200)	国土交通省 国土政策局 総合計画課 03-5253-8365			

事業概要

- 人口減少、少子高齢化が進むことにより、地域の暮らしを支える中心的生活サービス提供機能が低下・喪失するおそれがあるため、①官民パートナーシップによる「**主体の連携**」、②分野の垣根を越えた「**事業の連携**」、③行政区域にとらわれない「**地域の連携**」の観点から、リアル空間の質的向上により「**地域生活圏**」の形成を目指すことが重要であり、その担い手である**地域経営主体の育成が急務**である。
- このため、地域課題の解決と地域の魅力向上を図り、日常の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される「地域生活圏」の形成に資する**先導的な取組**に対して**事業実施に係る費用の支援等**を行うことにより、**地域の多様なステークホルダーから構成される地域経営主体の育成**を図り、将来に向かって自立可能な事業を構築する「**地域生活圏**」の形成を強力に推進し、**地方創生の早期実現**を図る。

事業内容・イメージ

- 地域の課題把握や必要とされるサービスの検討や、官民が連携した主体のもとで行われる取組に対して支援を行うもの

【支援対象者】

共助・共創の観点から日常の暮らしに必要なサービスの提供に取り組んでいる民間団体を含む、官民で構成される協議会 ※都道府県の参画が必須

【支援対象経費】

- ・「地域生活圏」の形成に向けた事業実施のための関係者の合意 形成・意見聴取、連携・実施体制の構築、協議会開催等に要する経費
 - ・日常の暮らしに必要なサービスの持続的な提供に向けた利便性の向上・複合化、地域内経済循環、新たな共助の仕組みの構築・構想検討に要する調査等経費
 - ・「地域生活圏」の形成に向けた事業の実施に要する経費(拠点、設備、システムの導入・改修費、広告宣伝費、研究開発費、人材育成費等)
- ※複数分野の連携を前提

【補助率・上限額】

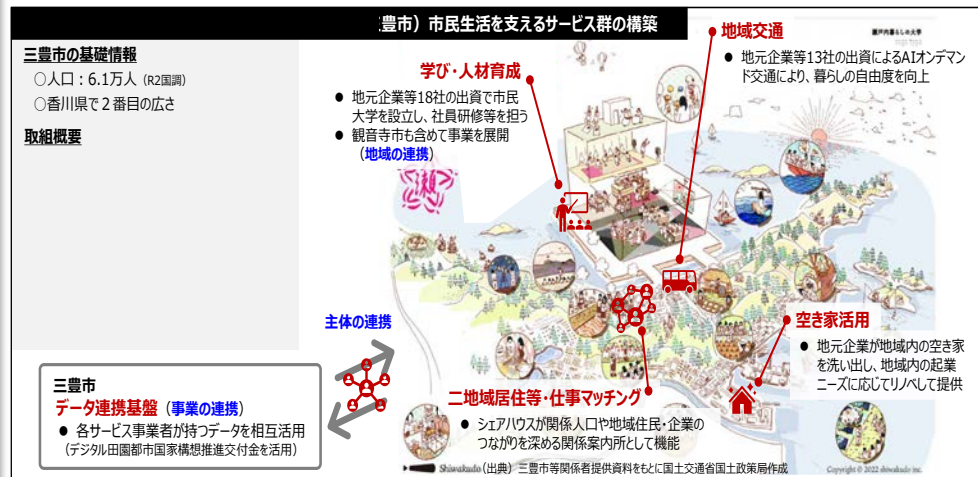
- ・ポイント①及び②を満たす主体 : 支援対象経費の1/2
 - ・ポイント①～③の全てを満たす主体 : 支援対象経費の2/3
- ※官民連携は必須、双方ともに上限3,000万円

<地域経営のポイント>

地域生活圏の3要素

- ① **「主体の連携」**
- ② **「事業の連携」**
- ③ **「地域の連携」**

地域生活圏の形成に向けてのモデルとなる地域



取組の拡大、運営体制の強化、自走化への支援